



発行 新潟県

号外 1

令和6年3月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 条 例

- 5 新潟県退職手当基金条例(財政課)
- 6 特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例(人事課)
- 7 新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例(人事課)
- 8 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 9 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(法務文書課)
- 10 新潟県教育振興基金条例(大学・私学振興課)
- 11 新潟県住民基本台帳法施行条例及び新潟県個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例(市町村課)
- 12 新潟県県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 13 新潟県立自然公園条例の一部を改正する条例(環境対策課)
- 14 新潟県自然環境保全条例の一部を改正する条例(環境対策課)
- 15 新潟県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例(消防課)
- 16 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例(消防課)
- 17 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(国保・福祉指導課)
- 18 新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(国保・福祉指導課)
- 19 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(地域医療政策課)
- 20 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(感染症対策・薬務課)
- 21 新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例(高齢福祉保健課)
- 22 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例(高齢福祉保健課)
- 23 新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高齢福祉保健課)
- 24 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高齢福祉保健課)
- 25 新潟県子ども条例(子ども家庭課)
- 26 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(子ども家庭課)
- 27 新潟県安心子ども基金条例の一部を改正する条例(子ども家庭課)
- 28 新潟県起業化支援・交流拠点施設条例を廃止する条例(産業政策課)
- 29 新潟県文化振興条例(文化課)
- 30 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(漁港課)
- 31 新潟県特別会計条例の一部を改正する条例(用地・土地利用課)
- 32 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 33 新潟県給付型奨学金基金条例を廃止する条例(高等学校教育課)
- 34 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例(警務課)

## 本号で公布された主な条例のあらまし

## ◇新潟県退職手当基金条例（新潟県条例第5号）

## 1 基金の設置

職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、財政の健全な運営に資するため、新潟県退職手当基金を設置することとしました。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第6号）

## 1 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、知事等の特別職の職員の給料及び報酬の額を改正することとしました。(第1条関係)

## 2 新潟県議会議員給与条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長及び議員の議員報酬額を改正することとしました。(第2条関係)

## 3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（新潟県条例第7号）

## 1 警察官の定員の特例

定年の段階的な引上げに伴う適正な人員管理を図るため、警察官の定員の特例を定めることとしました。(附則第11項関係)

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県教育振興基金条例（新潟県条例第10号）

## 1 基金の設置

児童生徒一人一人の個性に応じた質の高い豊かな教育を推進するとともに、誰もが等しく豊かな教育を受けられる、子育てに優しい新潟県の実現に向けた取組のため、新潟県教育振興基金を設置することとしました。

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県県税条例の一部を改正する条例（新潟県条例第12号）

## 1 不動産取得税の税率の特例措置を講ずる期間の延長

令和6年度税制改正に伴い、不動産取得税の税率について、100分の4とするところを100分の3とする特例措置を講ずる期間を、令和9年3月31日まで延長することとしました。(附則第18条関係)

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県立自然公園条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

## 1 利用拠点整備改善計画制度の創設

市町村等が組織する協議会が作成し、知事の認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業について、公園事業の執行に係る認可等の特例を定めるとともに、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第8条の7、第8条の8、第8条の11、第12条及び第14条関係)

## 2 特別地域における行為規制の追加

特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加することとしました。(第12条関係)

## 3 生態系維持回復事業の創設

自然公園において、知事が定めた生態系維持回復事業計画に適合する旨の認定等を受けた生態系維持回復事業として行う行為については、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第12条、第14条、第18条の2及び第18条の3関係)

## 4 自然体験活動促進計画制度の創設

市町村等が組織する協議会が作成し、知事の認定を受けた自然体験活動促進計画に係る自然体験活動促進事業について、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第12条、第14条、第18条の6及び第18条の7関係)

## 5 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

## 6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年7月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県自然環境保全条例の一部を改正する条例（新潟県条例第14号）

## 1 特別地区における行為規制の追加

特別地区において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加することとしました。(第17条関係)

## 2 生態系維持回復事業の創設

自然環境保全地域において、知事が定めた生態系維持回復事業計画に適合する旨の認定等を受けた生態系維持回復事業として行う行為については、特別地区等における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第17条、第19条、第20条の2及び第20条の3関係)

## 3 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

## 4 施行期日

この条例は、令和6年7月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第18号）

## 1 財政安定化基金拠出率の変更

財政安定化基金拠出率を零とすることとしました。(第2条関係)

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第19号）

## 1 新潟県立県央基幹病院に関する規定の整備

新潟県立県央基幹病院は、児童福祉法に規定する助産施設とすることとしました。(第2条関係)

## 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県子ども条例（新潟県条例第25号）

## 1 目的

この条例は、子ども施策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めることにより、子ども施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

## 2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、国及び市町村と連携し、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民の協力を得て、子ども施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有することとしました。(第4条関係)

## 3 計画の策定

県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども施策についての計画を定めるものとするこ

としました。(第12条関係)

#### 4 基本的施策

県は、子ども施策の基本となる事項を定めることとしました。(第15条～第21条関係)

#### 5 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県安心子ども基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第27号）

#### 1 基金の設置期間の延長

保育サービス等の充実を図るとともに、地域における子育て支援、ひとり親家庭等への支援及び社会的養護の充実を図り、子どもを安心して育てることができるよう体制の整備を行うため、新潟県安心子ども基金の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇新潟県起業化支援・交流拠点施設条例を廃止する条例（新潟県条例第28号）

#### 1 新潟県起業化支援・交流拠点施設の廃止

創業者の支援等を行う民間の施設が増加したことに伴い、新潟県起業化支援・交流拠点施設を廃止することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県文化振興条例（新潟県条例第29号）

#### 1 目的

この条例は、文化の振興等に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

#### 2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。(第3条関係)

#### 3 審議会を設置

文化芸術基本法の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、新潟県文化審議会を置くこととしました。(第7条関係)

#### 4 基本的施策

県は、文化の振興等に関し、県の施策の基本となる事項を定めることとしました。(第9条～第27条関係)

#### 5 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県特別会計条例の一部を改正する条例（新潟県条例第31号）

#### 1 新潟県用地先行取得事業特別会計の廃止

一般国道7号朝日温海道路に係る用地先行取得事業が令和5年度で完了することに伴い、新潟県用地先行取得事業特別会計を廃止することとしました。(本則関係)

#### 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

#### 1 条例による事務処理の特例に係る事務の追加

建築基準法等の改正に伴い、接道義務又は道路内建築制限の規定に関する既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の様替を行うに当たって、これらの規定の適用を受けないための認定に関する事務を市町村が処理することとしました。(第30条関係)

#### 2 手数料の新設

建築基準法等の改正に伴い、接道義務又は道路内建築制限の規定に関する既存不適格建築物の大規模の修繕

又は大規模の模様替を行うに当たって、これらの規定の適用を受けないための認定申請手数料を定めることとしました。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇新潟県給付型奨学金基金条例を廃止する条例（新潟県条例第33号）

1 基金の廃止

設置目的を達成したため、新潟県給付型奨学金基金を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和 6 年 5 月 31 日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県退職手当基金条例
- (2) 特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (6) 新潟県教育振興基金条例
- (7) 新潟県住民基本台帳法施行条例及び新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県立自然公園条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県自然環境保全条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (13) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (14) 新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (16) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (17) 新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例
- (18) 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (19) 新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (20) 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (21) 新潟県子ども条例
- (22) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (23) 新潟県安心子ども基金条例の一部を改正する条例
- (24) 新潟県起業化支援・交流拠点施設条例を廃止する条例
- (25) 新潟県文化振興条例
- (26) 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (27) 新潟県特別会計条例の一部を改正する条例
- (28) 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例
- (29) 新潟県給付型奨学金基金条例を廃止する条例
- (30) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

## 新潟県条例第 5 号

## 新潟県退職手当基金条例

(設置)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年新潟県条例第 49 号）に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、財政の健全な運営に資するため、新潟県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

第 5 条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

新潟県条例第6号

特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p><b>第5条</b> 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、監査専門委員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">知事</td> <td style="width: 20%;">給料月額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;"><u>1,280,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>1,002,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>845,000円</u></td> </tr> </table>	知事	給料月額	<u>1,280,000円</u>	副知事	"	<u>1,002,000円</u>	教育長	"	<u>845,000円</u>	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17)</u> 母子・父子自立支援員</p> <p><u>(18)</u> 婦人相談員</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p><b>第5条</b> 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、監査専門委員、<u>母子・父子自立支援員、婦人相談員</u>並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">知事</td> <td style="width: 20%;">給料月額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;"><u>1,276,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>999,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>842,000円</u></td> </tr> </table>	知事	給料月額	<u>1,276,000円</u>	副知事	"	<u>999,000円</u>	教育長	"	<u>842,000円</u>
知事	給料月額	<u>1,280,000円</u>																	
副知事	"	<u>1,002,000円</u>																	
教育長	"	<u>845,000円</u>																	
知事	給料月額	<u>1,276,000円</u>																	
副知事	"	<u>999,000円</u>																	
教育長	"	<u>842,000円</u>																	



地方公営企業管理者	〃	868,000円以内	地方公営企業管理者	〃	865,000円以内
知事の秘書	〃	579,000円以内	知事の秘書	〃	577,000円以内
県監査委員等			県監査委員等		
識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員		
常勤	〃	692,000円	常勤	〃	690,000円
非常勤 報酬月額		692,000円以内	非常勤 報酬月額		690,000円以内
議員のうちから選任された委員			議員のうちから選任された委員		
	〃	186,000円		〃	185,000円
(略)			(略)		
県教育委員会			県教育委員会		
委員	報酬月額	210,000円	委員	報酬月額	209,000円
県人事委員会			県人事委員会		
委員長	〃	229,000円	委員長	〃	228,000円
委員	〃	210,000円	委員	〃	209,000円
(略)			(略)		
県労働委員会			県労働委員会		
会長	報酬月額	229,000円	会長	報酬月額	228,000円
公益委員	〃	210,000円	公益委員	〃	209,000円
労使委員	〃	178,000円	労使委員	〃	177,000円
(略)			(略)		
特別調整委員のうち 公益を代表する者			特別調整委員のうち 公益を代表する者		
報酬月額		210,000円	報酬月額		209,000円
労使を代表する者			労使を代表する者		
	〃	178,000円		〃	177,000円
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
委員長	〃	229,000円	委員長	〃	228,000円
委員	〃	210,000円	委員	〃	209,000円
(略)			(略)		
県公安委員会			県公安委員会		
委員長	報酬月額	229,000円	委員長	報酬月額	228,000円
委員	〃	210,000円	委員	〃	209,000円
(略)			(略)		
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
報酬日額の場合		64,000円以内	報酬日額の場合		63,000円以内
報酬月額の場合		641,000円以内	報酬月額の場合		639,000円以内
報酬年額の場合		1,042,000円以内	報酬年額の場合		1,039,000円以内
(略)			(略)		
母子・父子自立支援員	報酬月額	112,000円	母子・父子自立支援員	報酬月額	112,000円
婦人相談員	〃	112,000円	婦人相談員	〃	112,000円
臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者			臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者		
報酬日額の場合		52,000円以内	報酬日額の場合		51,000円以内
報酬月額の場合		516,000円以内	報酬月額の場合		514,000円以内
報酬年額の場合		516,000円以内	報酬年額の場合		514,000円以内

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

第 2 条 新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第2条</b> 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>99万2,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>86万8,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>79万4,000円</u></p>	<p><b>第2条</b> 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>98万9,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>86万5,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>79万2,000円</u></p>

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

## 新潟県条例第7号

新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

新潟県地方警察職員定員条例（昭和29年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b> 1～10 （略） <u>（定員の特例）</u></p> <p>11 <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、警察官の定員は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める人員に22人を加えた人員とする。</u></p> <p>12 <u>第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、警察官以外の職員の定員については、当分の間、53人以内でこれを警察官の定員に振り替えることができる。</u></p>	<p><b>附 則</b> 1～10 （略）</p> <p><u>（定員の特例）</u></p> <p>11 <u>第2条第1項の規定にかかわらず、警察官以外の職員の定員については、当分の間、53人以内でこれを警察官の定員に振り替えることができる。</u></p>

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県条例第8号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(夜間看護手当)</p> <p><b>第31条</b> 夜間看護手当は、<u>はまぐみ小児療育センター</u>に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（第53条及び第54条において「正規の勤務時間」という。）による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護又は生活介助の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(夜間看護手当)</p> <p><b>第31条</b> 夜間看護手当は、<u>コロニーにいがた白岩の里</u>に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（第53条及び第54条において「正規の勤務時間」という。）による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護又は生活介助の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県条例第9号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県監査委員条例の一部改正)

第1条 新潟県監査委員条例(昭和39年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
(職員の賠償責任に対する監査又は審査) 第5条 法第243条の2の8第3項の規定により、知事から監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。 2 法第243条の2の8第8項の規定による意見を求められたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査し、意見を付けて知事に回付しなければならない。	(職員の賠償責任に対する監査又は審査) 第5条 法第243条の2の2第3項の規定により、知事から監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。 2 法第243条の2の2第8項の規定による意見を求められたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査し、意見を付けて知事に回付しなければならない。  (会計管理者の行う指定金融機関等の検査期日の通知) 第6条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第1項の規定により、会計管理者が指定金融機関等について、公金の出納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査するときは、あらかじめその期日を監査委員に通知するものとする。
第6条 (略)	第7条 (略)
第7条 (略)	第8条 (略)
第8条 (略)	第9条 (略)

(新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)

<p><b>第8条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。</p>	<p><b>第8条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。</p>
--	--

（新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第4条** 新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例（昭和45年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（議会の同意を要する賠償責任の免除）	（議会の同意を要する賠償責任の免除）
<p><b>第4条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p><b>第4条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

（新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第5条** 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（議会の同意を要する賠償責任の免除）	（議会の同意を要する賠償責任の免除）
<p><b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。</p>	<p><b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。</p>

（予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正）

**第6条** 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
<p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 第2条及び第3条の規定は、これらの規定に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社この条例の施行の日前の直近に終了した事業年度（以下「直近の事業年度」という。）以後の事業年度に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の3第2項の規定による同項の書類（直近の事業年度に係るものについては、令第173条第1項に規定するものうち、決算に関するものに限る。）の作成及び議会への提出について適用する。</u></p>

（新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 7 条 新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年新潟県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><b>第 5 条</b> 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 243 条の 2 の 8 第 8 項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100 万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><b>第 5 条</b> 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 243 条の 2 の 2 第 8 項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100 万円以上である場合とする。</p>

(知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例の一部改正)

第 8 条 知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例（令和 2 年新潟県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）<u>第 243 条の 2 の 7 第 1 項</u>及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）<u>第 173 条の 4 第 1 項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第 243 条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の限度額)</p> <p><b>第 2 条</b> 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) 知事 地方警務官（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条第 1 項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等の基準給与年額（政令第 173 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に 6 を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額（政令第 173 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。）に 2 を乗じて得た額</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）<u>第 243 条の 2 第 1 項</u>及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）<u>第 173 条第 1 項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第 243 条の 2 の 2 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の限度額)</p> <p><b>第 2 条</b> 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) 知事 地方警務官（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条第 1 項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等の基準給与年額（政令第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に 6 を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額（政令第 173 条第 1 項第 2 号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。）に 2 を乗じて得た額</p> <p>(6) (略)</p>

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止)

第 9 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年新潟県条例第 4 号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第9条の規定による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第2条第1項の規定により懲戒を免除され、又は旧条例第3条の規定により債務を免除された者に係る懲戒の免除又は債務の免除については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。
-



## 新潟県条例第10号

## 新潟県教育振興基金条例

(設置)

**第 1 条** 児童生徒一人一人の個性に応じた質の高い豊かな教育を推進するとともに、誰もが等しく豊かな教育を受けられる、子育てに優しい新潟県の実現に向けた取組のため、新潟県教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第 2 条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第 3 条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

**第 4 条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

**第 5 条** 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

**第 6 条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

**第 7 条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第11号

新潟県住民基本台帳法施行条例及び新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例  
(新潟県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 新潟県住民基本台帳法施行条例(平成14年新潟県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報の利用及び提供)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち法第7条第13号に規定する住民票コード以外のもの(以下「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。)の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定により書面による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の40第1項(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)に規定する本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号)第9条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</p>	<p>(本人確認情報の利用及び提供)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち法第7条第13号に規定する住民票コード以外のもの(以下「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。)の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項の規定により書面による本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号)第9条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</p>

第2条 新潟県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定により書面による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会)</p>	<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定により書面による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会)</p>

<p><b>第4条</b> 法第30条の40第1項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号)第9条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</p>	<p><b>第4条</b> 法第30条の40第1項(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)に規定する本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号)第9条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</p>
---	---

(新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

**第3条** 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置等)  <b>第9条</b> (略)                      2～4 (略)                      5 審査会は、前各項に規定するもののほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。</p>	<p>(設置等)  <b>第9条</b> (略)                      2～4 (略)                      5 審査会は、前各項に規定するもののほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。</p>

**第4条** 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置等)  <b>第9条</b> (略)                      2～4 (略)                      5 審査会は、前各項に規定するもののほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。</p>	<p>(設置等)  <b>第9条</b> (略)                      2～4 (略)                      5 審査会は、前各項に規定するもののほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。</p>

**附 則**

この条例中第1条及び第3条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に規定する日から、第2条及び第4条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

新潟県条例第12号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（災害等による期限の延長）</p> <p><b>第9条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の申請をする者は、<u>同項に規定する理由のやんだ後相当の期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p style="text-align: center;">（公示送達）</p> <p><b>第13条</b> 法第20条の2（公示送達）の規定による公示送達は、<u>同条第2項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を施行規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を課税地を所管する地域振興局若しくは県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該地域振興局若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（個人の県民税の賦課徴収に関する報告）</p> <p><b>第19条</b> 市町村長は、当該年度分として課した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を別に知事が定める様式によって記載した文書により、最初の納期限の月の末日現在における状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>個人の県民税の課税額、個人の市町村民税の課税額及び森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条に規定する森林環境税をいう。以下同じ。）の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p><b>第74条の2</b> 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の</p>	<p style="text-align: center;">（災害等による期限の延長）</p> <p><b>第9条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の申請をする者は、<u>第1項に規定する期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p style="text-align: center;">（公示送達）</p> <p><b>第13条</b> 法第20条の2（公示送達）の規定による公示送達は、課税地を所管する地域振興局又は県庁の掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（個人の県民税の賦課徴収に関する報告）</p> <p><b>第19条</b> 市町村長は、当該年度分として課した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を別に知事が定める様式によって記載した文書により、最初の納期限の月の末日現在における状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>個人の県民税の課税額と個人の市町村民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p><b>第74条の2</b> 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の</p>

全てに該当するものが、種別割の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1) 納付すべき種別割に係る徴収金（法第11条の10第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による種別割を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された種別割を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

#### 附 則

(不動産取得税の税率の特例)

**第18条** 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の3とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第18条の改正 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日
  - (2) 第74条の2の改正 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
  - (3) 第13条の改正及び附則第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日  
(災害等による期限の延長に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）第9条の規定は、この条例の施行の日以後に期限が到来する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）について適用し、同日前に期限が到来した申告等については、なお従前の例による。  
(公示送達に関する経過措置)
- 3 新条例第13条の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。  
(県民税に関する経過措置)
- 4 新条例第19条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(この条例の失効)
- 5 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

全てに該当するものが、種別割の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1) 納付すべき種別割に係る徴収金（法第11条の9第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による種別割を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された種別割を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

#### 附 則

(不動産取得税の税率の特例)

**第18条** 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の3とする。

新潟県条例第13号

新潟県立自然公園条例の一部を改正する条例

新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県立自然公園条例	新潟県立自然公園条例
目次	
第1章 総則（第1条－第3条）	
第2章 指定、公園計画及び公園事業（第4条－第11条）	
第3章 保護及び利用（第12条－第18条）	
第3章の2 生態系維持回復事業（第18条の2－第18条の5）	
第3章の3 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第18条の6－第18条の10）	
第3章の4 風景地保護協定及び公園管理団体（第18条の11－第18条の22）	
第4章 雑則（第19条－第22条）	
第5章 罰則（第23条－第28条）	
附則	
（目的）	（目的）
第1条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、 <u>県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること</u> を目的とする。	第1条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を <u>図り、もつて</u> 県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。
（定義）	（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 公園計画 県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は <u>事業</u> に関する計画をいう。	(2) 公園計画 県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は <u>施設</u> に関する計画をいう。
(3) (略)	(3) (略)
(4) <u>生態系維持回復事業</u> 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。	

(公園計画)

**第 6 条 (略)**

- 2 公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。
- 4 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

(公園計画の廃止及び変更)

**第 7 条 (略)**

- 2 前条第 4 項の規定は、公園計画の廃止又は変更について準用する。

(協議会による公園計画の変更の提案)

- 第 7 条の 2** 第 8 条の 7 第 1 項に規定する協議会は第 8 条の 8 第 1 項に規定する利用拠点整備改善計画について、第 18 条の 6 第 1 項に規定する協議会は第 18 条の 7 第 1 項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の決定)

**第 7 条の 3** 公園事業は、知事が決定する。

- 2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、知事が行う公園事業の廃止又は変更について準用する。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

- 第 7 条の 4** 第 8 条の 7 第 1 項に規定する協議会は、知事に対し、第 8 条の 8 第 1 項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(公園計画及び公園事業の決定)

**第 6 条 (略)**

- 2 公園事業は、知事が決定する。

- 3 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

**第 7 条 (略)**

- 2 公園事業の廃止又は変更は、知事が決定する。
- 3 前条第 3 項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の執行)

**第8条** 公園事業は、県が執行する。

2 県以外の地方公共団体（以下「公共団体」という。）は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第2項の協議を行おうとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号に規定する規則で定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類

(3) 公園施設の位置

(4) 公園施設の規模

(5) 公園施設の管理又は経営の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の協議をした者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議しなければならないが、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。

9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第3項又は第6項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(公園事業の執行)

**第8条** 公園事業は、県、県以外の地方公共団体（以下「公共団体」という。）並びに県及び公共団体以外の者が執行する。

2 公共団体が公園事業を執行しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 県及び公共団体以外の者が公園事業を執行しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前2項の規定による協議及び承認の手続並びにその協議又は承認を受けて行なう公園事業の執行に関して必要な事項は、規則で定める。



(改善命令)

**第 8 条の 2** 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第 3 項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができ。

(承継)

**第 8 条の 3** 公園事業者（第 8 条第 3 項の認可を受けた者に限る。）が県及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

3 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後 60 日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第 8 条第 3 項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

5 第 3 項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

**第 8 条の 4** 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

**第 8 条の 5** 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必

要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第8条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第8条第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第8条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

(1) 第8条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。

(2) 第8条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第8条の2の規定による命令に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第8条第3項又は第6項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第8条の6 知事は、第8条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(協議会)

第8条の7 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第17条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠

点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

(3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業(以下「利用拠点整備改善事業」という。)に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

**第8条の8** 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公

園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

(3) 利用拠点整備改善計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

(5) 第8条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項

(6) 第8条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

(7) 計画期間

(8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

(3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

**第8条の9** 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第8条

の 7 第 1 項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第 4 項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第 1 項及び第 8 条の 11 において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第 8 条の 10 知事は、第 8 条の 8 第 4 項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

第 8 条の 11 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第 8 条の 8 第 4 項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第 8 条第 2 項若しくは第 6 項の協議をし、同条第 3 項若しくは第 6 項の認可を受け、又は同条第 9 項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（報告徴収及び立入検査）

第 8 条の 12 知事は、第 8 条第 3 項の認可を受けた者に対し、第 7 条の 3 から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第 7 条の 3 から前条までの規定の施行に必要な限度において、第 8 条の 8 第 4 項の認定（第 8 条の 9 第 1 項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は

その職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

**第11条** 第8条から前条までの規定は、公園事業のうち国の機関の行う事業について、前2条の規定は、道路法(昭和27年法律第180号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域)

**第12条** 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 (略)

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(13) (略)

(適用除外)

**第11条** 前3条の規定は、公園事業のうち国の機関の行う事業について、前2条の規定は、道路法(昭和27年法律第180号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域)

**第12条** 知事は、自然公園の風景を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 (略)

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為(第5号に掲げる行為を除く。)若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第7号に規定する物が定められた際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

4 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

5 (略)

6 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第3項第12号又は第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、10日前までに知事にその旨を届け出なければならない。

7 次に掲げる行為については、第3項から前項までの規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等（第18条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3) 認定自然体験活動促進事業（第18条の9第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第18条の6第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(4) 第18条の11第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(5) (略)

(普通地域)

第14条 (略)

2～6 (略)

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

4 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為（同項第5号に掲げる行為を除く。）又は同項第5号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第7号に規定する物が規則で定められた際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

5 (略)

6 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、10日前までに知事にその旨を届け出なければならない。

7 次に掲げる行為については、前4項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 第18条の2第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(3) (略)

(普通地域)

第14条 (略)

2～6 (略)

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

業として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

(4) 第18条の11第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(中止命令等)

**第15条** 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第12条第3項の規定、第13条の規定により許可に付された条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

**第16条** (略)

2 (略)

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(利用のための規制)

**第18条** 自然公園の特別地域又は集団施設地区においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(2) 第18条の2第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(中止命令等)

**第15条** 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第12条第3項の規定、第13条の規定により許可に付せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

**第16条** (略)

2 (略)

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(利用のための規制)

**第18条** 自然公園の特別地域又は集団施設地区においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)



(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第 2 号又は第 3 号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

### 第 3 章の 2 生態系維持回復事業

#### (生態系維持回復事業計画)

**第 18 条の 2** 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 生態系維持回復事業の目標
  - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
  - (3) 生態系維持回復事業の内容
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第 3 項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

#### (生態系維持回復事業)

**第 18 条の 3** 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 国及び公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第 2 号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 国、県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び公共団体にあつては知事の確認を、国、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

**第18条の4** 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

(1) 自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

(2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

(3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。

(4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又

は第 6 項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

**第18条の 5** 知事は、第18条の 3 第 3 項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

### **第 3 章の 3** 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

**第18条の 6** 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

**2** 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

**3** 第 8 条の 7 第 3 項から第 9 項までの規定は、第 1 項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第 3 項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第18条の 6 第 1 項」と、同条第 5 項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第 2 項第 3 号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第18条の 6 第 2 項第 3 号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

**第18条の 7** 前条第 1 項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然

公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

(3) 自然体験活動促進計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

(5) 計画期間

(6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

**第18条の8** 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第18条の6第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その

旨を知事に届け出なければならない。

- 3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

**第18条の9** 知事は、第18条の7第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第18条の7第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

**第18条の10** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第18条の7第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### **第3章の4** 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の締結等)

**第18条の11** 知事若しくは公共団体又は第18条の17第1項の規定により指定された公園管理団体で第18条の18第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(陸域に限る。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

**第18条の12** (略)

### **第3章の2** 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の締結等)

**第18条の2** 知事若しくは公共団体又は第18条の8第1項の規定により指定された公園管理団体で第18条の9第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(陸域に限る。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

**第18条の3** (略)

(風景地保護協定の認可)

**第18条の13** 知事は、第18条の11第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 風景地保護協定の内容が、第18条の11第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

**第18条の14** (略)

(風景地保護協定の変更)

**第18条の15** 第18条の11第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

**第18条の16** 第18条の14 (前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(指定)

**第18条の17** 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を告示しなければならない。
- 3 (略)
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(業務)

**第18条の18** 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)・(2) (略)

(風景地保護協定の認可)

**第18条の4** 知事は、第18条の2第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 風景地保護協定の内容が、第18条の2第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

**第18条の5** (略)

(風景地保護協定の変更)

**第18条の6** 第18条の2第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

**第18条の7** 第18条の5 (前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(指定)

**第18条の8** 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を県報で告示しなければならない。
- 3 (略)
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を県報で告示しなければならない。

(業務)

**第18条の9** 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- (5) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前 3 号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

**第18条の19** 公園管理団体は、県及び公共団体との密接な連携の下に前条第 1 項第 1 号に掲げる業務を行わなければならない。

**第18条の20** (略)

(指定の取消し等)

**第18条の21** (略)

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

**第18条の22** (略)

(実地調査)

**第19条** (略)

2・3 (略)

4 第 1 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 (略)

(損失の補償)

**第20条** 県は、第12条第 3 項の許可を得ることができないため、第13条の規定により許可に条件を付されたため、又は第14条第 2 項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、自然公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、前条第 1 項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

3・4 (略)

(利用の増進のための情報の提供等)

**第20条の 2** 県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うよう努めるものとする。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

**第18条の10** 公園管理団体は、県及び公共団体との密接な連携の下に前条第 1 号に掲げる業務を行わなければならない。

**第18条の11** (略)

(指定の取消し等)

**第18条の12** (略)

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を県報で告示しなければならない。

**第18条の13** (略)

(実地調査)

**第19条** (略)

2・3 (略)

4 第 1 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 (略)

(損失の補償)

**第20条** 県は、第12条第 3 項の許可を得ることができないため、第13条の規定により許可に条件を付せられたため、又は第14条第 2 項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、自然公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、第19条第 1 項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

3・4 (略)

**第23条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の6第1項又は第15条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第12条第3項の規定に違反したとき。

**第24条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。
- (2) 第8条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第13条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

**第25条** 第8条の2、第14条第2項又は第18条の20の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

**第26条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の12第1項若しくは第2項若しくは第18条の10第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (2) 第14条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第14条第5項の規定に違反したとき。
- (4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 第16条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第18条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。
- (7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第18条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。
- (8) 第19条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

**第27条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理

**第23条** 第15条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第24条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第3項の規定に違反した者
- (2) 第13条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

**第25条** 第14条第2項又は第18条の11の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

**第26条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第14条第5項の規定に違反した者
- (3) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第16条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第18条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第18条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (7) 第19条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

**第27条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理



人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第23条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

**第28条** 第8条第9項、第8条の4又は第8条の5第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第8条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、附則第7項中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）別表第3号の表10の項第1号の改正及び同項第3号の改正（「附則第3項第1号イからホまで」を「附則第2項第1号イからホまで」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされたこの条例による改正前の新潟県立自然公園条例（以下「旧条例」という。）第8条第3項の規定による承認の申請であって、この条例の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものについての承認又は不承認の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条第3項の規定によりされている承認（この条例の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認を含む。）は、この条例による改正後の新潟県立自然公園条例（以下「新条例」という。）第8条第3項の規定によりされた認可とみなす。
- 4 新条例第8条第9項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。
- 5 新条例第8条の6の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第8条第3項の認可（附則第3項の規定により認可とみなされる承認を除く。）に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 7 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この項において「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この項において「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下この項において「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下この項において「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)・(2)（略）		(1)・(2)（略）	
(3) 環境局関係		(3) 環境局関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
10 新潟県立自然公園条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)	10 新潟県立自然公園条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)
(1) 条例第8条第2項の規定による		(1) 条例第8条第2項の規定による	

<p>公園事業の執行の<u>協議</u></p> <p>(2) 条例第8条第3項の規定による公園事業の執行の<u>認可</u></p> <p>(3) 条例第8条第6項の規定による<u>変更の協議又は認可</u></p> <p>(4) 条例第8条第9項の規定による<u>軽微な変更の届出の受理</u></p> <p>(5) 条例第8条の2の規定による<u>命令</u></p> <p>(6) 条例第8条の3第1項又は第3項の規定による<u>地位の承継の承認</u></p> <p>(7) 条例第8条の3第2項の規定による<u>地位の承継の協議又は承認</u></p> <p>(8) 条例第8条の4の規定による公園事業の<u>休止又は廃止の届出の受理</u></p> <p>(9) 条例第8条の5第2項の規定による<u>認可の失効の届出の受理</u></p> <p>(10) 条例第8条の5第3項の規定による<u>認可の取消し</u></p> <p>(11) 条例第8条の6第1項の規定による<u>命令</u></p> <p>(12) 条例第8条の6第2項の規定による<u>措置の実施及び公告</u></p> <p>(13) 条例第8条の12第1項の規定による<u>報告の徴収及び立入検査</u></p> <p>(14) 条例第12条第3項の規定による行為（自然公園法施行令附則第2項第1号イからホまでに規定する行為以外の行為に限る。）の許可</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) 条例第15条第1項の規定による命令（第14号及び第19号に掲げる事務に係るものに限る。次号、第24号及び第29号において同じ。）</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) 条例第16条第2項の規定による立入検査及び調査（第14号、第19号、第22号及び第23号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) 条例第19条第1項の規定による<u>実地調査</u>（第1号及び第2号に掲げる事務に係るものに限る。次</p>	<p>公園事業の執行の<u>同意</u></p> <p>(2) 条例第8条第3項の規定による公園事業の執行の<u>承認</u></p> <p>(3) 条例第12条第3項の規定による行為（自然公園法施行令附則第3項第1号イからホまでに規定する行為以外の行為に限る。）の許可</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 条例第15条第1項の規定による命令（第3号及び第8号に掲げる事務に係るものに限る。次号、第13号及び第18号において同じ。）</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 条例第16条第2項の規定による立入検査及び調査（第3号、第8号、第11号及び第12号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 条例第19条第1項の規定による<u>実地調査</u>（第1号及び第2号に掲げる事務に係るものに限る。次</p>
---	---

<p>号及び第30号において同じ。)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p>	<p>号及び第19号において同じ。)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) <u>前各号に掲げるもののほか、</u> <u>条例の施行に係る事務のうち規則</u> <u>に基づく事務であって別に規則で</u> <u>定めるもの</u></p>
(4)～(9) (略)	(4)～(9) (略)

新潟県条例第14号

新潟県自然環境保全条例の一部を改正する条例

新潟県自然環境保全条例（昭和48年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 自然環境保全地域(第14条—<u>第20条の5</u>)</p> <p>第4章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定めることにより、<u>当該地域の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</u></p> <p><b>第13条</b>（略）</p> <p>2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 自然環境を保全すべき地域の指定<u>その他当該地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（自然環境保全地域に関する保全計画）</p> <p><b>第15条</b> 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。</p> <p>2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 当該地域における自然環境の保全のための<u>事業に関する事項</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>（特別地区）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 自然環境保全地域（第14条—<u>第20条</u>）</p> <p>第4章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定めることにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p><b>第13条</b>（略）</p> <p>2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 自然環境を保全すべき地域の指定その他<u>これらの地域に係る自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（自然環境保全地域に関する保全計画）</p> <p><b>第15条</b> 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は<u>施設</u>に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。</p> <p>2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 当該地域における自然環境の保全のための<u>施設に関する事項</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>（特別地区）</p>

## 第17条 (略)

2 (略)

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採（第11項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を指定するものとする。

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（第19条第1項及び第24条第1項において「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

(1)～(6) (略)

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(10) (略)

(11) (略)

(12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

5・6 (略)

7 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う行為については、第4項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

8 (略)

## 第17条 (略)

2 (略)

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行なうことができる木竹の伐採（第11項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を指定するものとする。

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（第19条第1項及び第24条第1項において「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

5・6 (略)

7 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行なう行為については、第4項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

8 (略)

9 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

10 (略)

11 次の各号に掲げる行為については、第4項及び第8項の規定は、適用しない。

(1) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等(第20条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

(3) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(4) (略)

(野生動植物保護地区)

第18条 (略)

2 (略)

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うための場合

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

4 前条第5項及び第7項の規定は、前項第7号の許可について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあり、及び同条第7項中「第4項」とあるのは、「次条第3項第7号」と読み替えるものとする。

(普通地区)

第19条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。)内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただ

9 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第4項第1号から第6号までに掲げる行為に着手し、又は同項第7号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

10 (略)

11 次の各号に掲げる行為については、第4項及び第8項の規定は、適用しない。

(1) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為

(2) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(3) (略)

(野生動植物保護地区)

第18条 (略)

2 (略)

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 前条第5項及び第7項の規定は、前項第6号の許可について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあり、及び同条第7項中「第4項」とあるのは、「次条第3項第6号」と読み替えるものとする。

(普通地区)

第19条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。)内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただ

し、第 1 号から第 3 号までに掲げる行為で森林法第 34 条第 2 項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第 1 号から第 3 号までに掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2)～(5) (略)

2～6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第 1 項から第 3 項までの規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

(3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(4) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(5) (略)

(6) (略)

第 20 条 (略)

(生態系維持回復事業計画)

**第 20 条の 2** 知事は、生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、新潟県環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 生態系維持回復事業の目標

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、新潟県環境審議会の

し、第 1 号から第 3 号までに掲げる行為で森林法第 34 条第 2 項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第 1 号から第 3 号までに掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2)～(5) (略)

2～6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第 1 項から第 3 項までの規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為

(2) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為

(3) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(4) (略)

(5) (略)

第 20 条 (略)

意見を聴かなければならない。

- 5 第3項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

**第20条の3** 県は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 国及び市町村等は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

- 3 国、県及び市町村等以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

- 4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び市町村等にあつては知事の確認を、国、県及び市町村等以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。



(認定の取消し)

**第20条の4** 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

**第20条の5** 知事は、第20条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(報告及び検査等)

**第39条** 知事は、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第17条第4項、第18条第3項第7号の許可を受けた者若しくは第19条第2項、第24条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第17条第4項各号、第18条第3項本文、第19条第1項各号若しくは第24条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 (略)

(損失の補償)

**第41条** 県は、第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の許可を得ることができないため、第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付されたため、又は第19条第2項若しくは第24条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 (略)

**第45条** 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の

(報告及び検査等)

**第39条** 知事は、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第17条第4項、第18条第3項第6号の許可を受けた者若しくは第19条第2項、第24条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第17条第4項各号、第18条第3項本文、第19条第1項各号若しくは第24条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 (略)

(損失の補償)

**第41条** 県は、第17条第4項若しくは第18条第3項第6号の許可を得ることができないため、第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付せられたため、又は第19条第2項若しくは第24条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 (略)

**第45条** 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の

<p>懲役又は<u>100万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p><b>第46条</b> 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、6月以下の懲役又は<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に<u>付された</u>条件に違反した者</p> <p><b>第47条</b> 第19条第2項又は第24条第2項の規定による処分に違反した者は、<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p><b>第48条</b> 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、<u>30万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>懲役又は<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p><b>第46条</b> 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、6月以下の懲役又は<u>30万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に<u>付せられた</u>条件に違反した者</p> <p><b>第47条</b> 第19条第2項又は第24条第2項の規定による処分に違反した者は、<u>30万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p><b>第48条</b> 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、<u>20万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
---	---

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新潟県条例第15号

新潟県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県消防法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	区分	手数料の額	手数料を納めなければならない者	区分	手数料の額
(略)			(略)		
6 法第13条の3第1項の危険物取扱者試験を受けようとする者	甲種危険物取扱者試験	1件につき <u>7,200円</u>	6 法第13条の3第1項の危険物取扱者試験を受けようとする者	甲種危険物取扱者試験	1件につき <u>6,600円</u>
	乙種危険物取扱者試験	1件につき <u>5,300円</u>		乙種危険物取扱者試験	1件につき <u>4,600円</u>
	丙種危険物取扱者試験	1件につき <u>4,200円</u>		丙種危険物取扱者試験	1件につき <u>3,700円</u>
(略)			(略)		
10 法第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けようとする者		1件につき <u>5,300円</u>	10 法第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けようとする者		1件につき <u>4,700円</u>
(略)			(略)		
12 法第17条の8第1項の消防設備士試験を受けようとする者	甲種消防設備士試験	1件につき <u>6,600円</u>	12 法第17条の8第1項の消防設備士試験を受けようとする者	甲種消防設備士試験	1件につき <u>5,700円</u>
	乙種消防設備士試験	1件につき <u>4,400円</u>		乙種消防設備士試験	1件につき <u>3,800円</u>
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表6の項の規定は、この条例の施行の日以後に受験願書の受付が開始される危険物取扱者試験から適用し、同日前に受験願書の受付が開始された危険物取扱者試験については、なお従前の例による。



立方メートル未満の設備	つては、6,000円)
エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1 件につき44,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	1 件につき27,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
カ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	1 件につき21,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
キ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	1 件につき16,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1 件につき13,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1 件につき11,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1 件につき7,400円 (当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円)
(3) (略)	(略)
(略)	

(2) 完成検査等に係る手数料

立方メートル未満の設備	
エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	1 件につき 44,000円
オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	1 件につき 27,000円
カ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	1 件につき 21,000円
キ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	1 件につき 16,000円
ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1 件につき 13,000円
ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1 件につき 11,000円
コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1 件につき 7,400円
(3) (略)	(略)
(略)	

(2) 完成検査等に係る手数料

手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
<p>1 法第20条第1項又は第3項の完成検査を受けようとする者</p> <p>(1) 法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査を受けようとするとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第20条第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査を受けようとするとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1号の表の1の項の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第5条第1項の許可又は承認に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガス法</u>第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>液化石油ガス法</u>第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査を受けようとするときは、6,100円）</p> <p>(略)</p> <p>第1号の表の2の項の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第14条第1項の許可又は承認に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガス法</u>第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>液化石油ガス法</u>第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査を受けようとするときは、6,100円）</p> <p>(略)</p>	<p>1 法第20条第1項又は第3項の完成検査を受けようとする者</p> <p>(1) 法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査を受けようとするとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第20条第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査を受けようとするとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1号の表の1の項の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第5条第1項の許可又は承認に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</u>（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>同法</u>第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査を受けようとするときは、6,100円）</p> <p>(略)</p> <p>第1号の表の2の項の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第14条第1項の許可又は承認に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</u>第37条の3第1項の完成検査を受け、<u>同法</u>第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査を受けようとするときは、6,100円）</p> <p>(略)</p>
(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県条例第17号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(新潟市が処理する事務の範囲)	(新潟市が処理する事務の範囲)
<b>第 2 条</b> 次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。	<b>第 2 条</b> 次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(8) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
エ <u>法第 6 条の 3 第 8 項</u> の規定による命令	エ <u>法第 6 条の 3 第 6 項</u> の規定による命令
オ (略)	オ (略)
(9)～(22) (略)	(9)～(22) (略)

(新潟県国民健康保険法施行条例の一部改正)

**第 2 条** 新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前			
(組織)	(組織)			
<b>第 3 条</b> 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。	<b>第 3 条</b> 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。			
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)			
(4) 被用者保険等保険者（ <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 7 条第 3 項</u> に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2 人	(4) 被用者保険等保険者（ <u>法附則第10条第 1 項</u> に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2 人			
2 (略)	2 (略)			
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>			
1 (略)	1 (略)			
	(経過措置)			
	<u>2 法附則第 7 条第 1 項</u> に規定する退職被保険者等が県内に住所を有する場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
	<table border="1"> <tr> <td>第11条</td> <td>同条第 4 項 第 1 号</td> <td>算定政令附則第 4 条の規定により読み替えて適用される算定政令第 9 条第</td> </tr> </table>	第11条	同条第 4 項 第 1 号	算定政令附則第 4 条の規定により読み替えて適用される算定政令第 9 条第
第11条	同条第 4 項 第 1 号	算定政令附則第 4 条の規定により読み替えて適用される算定政令第 9 条第		

2 (略)	第12条	同条第5項 第1号	4項第1号 算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第5項第1号
		同項第2号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される同項第2号
	第13条	同条第6項 第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第6項第1号
	第16条	同条第3項 第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第10条第3項第1号
		同項第2号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される同項第2号
	第17条	同条第4項 第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第10条第4項第1号
3 (略)			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 新潟県条例第18号

新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(拠出率)	(拠出率)
<b>第2条</b> 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、 <u>零</u> とする。	<b>第2条</b> 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、 <u>1,000分の0.38</u> とする。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県条例第19号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(経営の基本) <b>第2条</b> (略) 2 (略) <u>3 新潟県立県央基幹病院は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第36条に規定する助産施設とする。</u>	(経営の基本) <b>第2条</b> (略) 2 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県条例第20号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(新潟県保健所条例の一部改正)

第 1 条 新潟県保健所条例 (昭和63年新潟県条例第35号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第 2 (第 2 条関係)				別表第 2 (第 2 条関係)			
項	所掌事務	保健所の名称	所管区域	項	所掌事務	保健所の名称	所管区域
1	(1) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> (昭和23年法律第124号) 及び <u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例</u> (平成12年新潟県条例第20号) に基づく監督に関する事務	(略)		1	(1) <u>大麻取締法</u> (昭和23年法律第124号) 及び <u>新潟県大麻取締法施行条例</u> (平成12年新潟県条例第20号) に基づく監督に関する事務	(略)	
	(2)～(6) (略)				(2)～(6) (略)		
(略)				(略)			

(新潟県大麻取締法施行条例の一部改正)

第 2 条 新潟県大麻取締法施行条例 (平成12年新潟県条例第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目 (以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目 (以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等 (以下この条において「削除条等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条、号及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条、号及び号の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例</u>	<u>新潟県大麻取締法施行条例</u>
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この条例は、 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> (昭和23年法律第124号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この条例は、 <u>大麻取締法</u> (昭和23年法律第124号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
(免許の基準)	(大麻取扱者の免許の基準)
第 2 条 法第 5 条第 1 項の規定による <u>大麻草採取栽培者の免許</u> (以下単に「免許」という。)は、栽培地ごとに <u>その営んでいる業務又は営もうとする業務</u> において大麻草の繊維又は種子を必要とする者	第 2 条 法第 5 条第 1 項の規定による <u>大麻取扱者の免許</u> (以下「 <u>大麻取扱者の免許</u> 」という。)は、 <u>大麻栽培者に係るもの</u> にあつては栽培地ごとに、 <u>大麻研究者に係るもの</u> にあつては研究に従事する施

であって、大麻草を栽培することが特に必要であると知事が認める者に対して行うものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。

(1) 当該免許に係る大麻草の栽培地の構造設備が、規則で定める基準に適合しないとき。

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者であるとき。

ア 法第5条第2項第1号に該当する者を除くほか、法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者

イ 第6条の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者

ウ イに該当する者を除くほか、この条例その他薬事に関する法令の施行のための条例又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者

エ (略)

オ アからエまでのいずれかに該当する者を除くほか、大麻の濫用による保健衛生上の危害の防止の観点から大麻を適正に管理できないと知事が認める者

(盗難等の防止措置)

**第3条** 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻について、盗難又は紛失を防止するための必要な措置を講じなければならない。

設ごとに、次に掲げる者に対して行うものとする。

(1) 大麻栽培者に係るものにあつては、その営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であつて、大麻草を栽培することが特に必要であると知事が認めるもの

(2) 大麻研究者に係るものにあつては、大麻に関する社会的に有用であると知事が認める研究を行おうとする者

2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、大麻取扱者の免許を与えないことができる。

(1) 当該免許に係る大麻の栽培地又は研究に従事する施設の構造設備が、規則で定める基準に適合しないとき。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する者であるとき。

ア 法第18条の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者

イ アに該当する者を除くほか、法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者

ウ 第9条の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者

エ ウに該当する者を除くほか、この条例その他薬事に関する法令の施行のための条例又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者

オ (略)

カ アからオまでのいずれかに該当する者を除くほか、大麻の濫用による保健衛生上の危害の防止の観点から大麻を適正に管理できないと知事が認める者

(盗難等の防止措置)

**第3条** 大麻取扱者は、その所持し、又は栽培する大麻について、盗難又は紛失を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(保管)

**第4条** 大麻研究者は、その所持する大麻を研究に従事する施設内で保管しなければならない。

2 前項の保管は、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

(廃棄の届出)

**第5条** 大麻取扱者は、その所持し、又は栽培する大麻を廃棄しようとするときは、規則で定めるところにより、廃棄する大麻の品名及び数量並びに

(措置命令)

**第 4 条** 知事は、大麻草採取栽培者が前条の規定に違反していると認めるときは、期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令等)

**第 5 条** 知事は、大麻草採取栽培者に係る栽培地の構造設備が、第 2 条第 2 項第 1 号の規則で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該栽培地の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

(免許の取消し)

**第 6 条** 知事は、大麻草採取栽培者がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第 2 条第 2 項第 2 号ア若しくはウからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。

(手数料)

**第 7 条** 次の各号に掲げる者は、1 件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 免許を申請する者 7,100 円

(2) 法第 6 条第 3 項の規定により大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更を届け出る者 3,600 円

(3) 法第 7 条第 3 項の規定により免許証の再交付を申請する者 3,800 円

2～4 (略)

**第 8 条** (略)

廃棄の方法について、あらかじめ知事に届け出なければならない。

**2** 前項の規定により大麻を廃棄するときは、当該職員の立会いの下に、焼却その他の大麻を回収することが困難な方法により行わなければならない。

(事故の届出)

**第 6 条** 大麻取扱者は、その所持し、又は栽培する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその大麻の品名及び数量その他の事故の状況を明らかにするため必要な事項を、知事に届け出なければならない。

(措置命令)

**第 7 条** 知事は、大麻取扱者が第 3 条から第 5 条までの規定に違反していると認めるときは、期間を定めて、大麻の保管又は廃棄の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令等)

**第 8 条** 知事は、大麻取扱者に係る栽培地又は研究に従事する施設の構造設備が、第 2 条第 2 項第 1 号の規則で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該栽培地若しくは施設の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

(免許の取消し)

**第 9 条** 知事は、大麻取扱者がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は法第 5 条第 2 項各号若しくは第 2 条第 2 項第 2 号イ若しくはエからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。

(手数料)

**第 10 条** 次の各号に掲げる者は、1 件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第 5 条第 1 項の規定による大麻栽培者の免許を申請する者 7,100 円

(2) 法第 5 条第 1 項の規定による大麻研究者の免許を申請する者 7,000 円

(3) 法第 10 条第 5 項の規定により大麻取扱者名簿の登録事項の変更を届け出る者 3,600 円

(4) 法第 10 条第 6 項の規定により大麻取扱者免許証の再交付を申請する者 3,800 円

2～4 (略)

**第 11 条** (略)

(新潟県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

**第3条** 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(知事指定薬物の指定の失効)</p> <p><b>第17条</b> 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1項第1号から第5号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p><u>(1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(知事指定薬物の指定の失効)</p> <p><b>第17条</b> 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日の前日において免許を受けている改正法第1条の規定による改正前的大麻取締法第2条第2項に規定する大麻栽培者及び同条第3項に規定する大麻研究者については、第2条の規定による改正後の新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例(平成12年新潟県条例第20号)の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

(新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正)

- 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和4年新潟県条例第47号)の一部を次のように改正する。  
第30条の改正規定の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p>

(調整規定)

- 4 この条例の施行の日が新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行の日（令和 6 年 9 月 1 日）以後となる場合には、前項の規定は、適用しない。
-

**新潟県条例第21号**

新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第20号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---



新潟県条例第22号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前			
(手数料の納入方法) <b>第 4 条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) (略) (2) 別表 <u>19</u> の項に規定する手数料 (3)～(5) (略)			(手数料の納入方法) <b>第 4 条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) (略) (2) 別表 <u>21</u> の項に規定する手数料 (3)～(5) (略)			
<b>別表（第 2 条関係）</b>			<b>別表（第 2 条関係）</b>			
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	
(略)			(略)			
			17	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第107条の2第1項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者（次項に規定する指定の変更を併せて受けようとする者を除く。）	指定介護療養型医療施設指定更新手数料	1 件につき 10,300円
			18	旧介護保険法第108条第1項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者	指定介護療養型医療施設指定変更手数料	1 件につき 22,600円

17 (略)			19 (略)		
18 (略)			20 (略)		
19 法第115条の35 第2項の規定により介護サービス情報(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院において介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護医療院サービスと一体的に提供される規則で定めるものに係るものを除く。)を公表される者	(略)	(略)	21 法第115条の35 第2項の規定により介護サービス情報(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は指定介護療養型医療施設において介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス又は介護療養施設サービスと一体的に提供される規則で定めるものに係るものを除く。)を公表される者	(略)	(略)
20 (略)			22 (略)		
21 (略)			23 (略)		
備考 19の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。			備考 21の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正)
- 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和4年新潟県条例第47号)の一部を次のように改正する。  
第19条の改正規定の表中新潟県介護保険法関係手数料条例第4条を削る改正に係る部分を次のように改める。

	<p>(手数料の納入方法)</p> <p><b>第4条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料</p> <p>(2) 別表19の項に規定する手数料</p> <p>(3) 第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納める手数料</p> <p>(4) 第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納める手数料</p> <p>(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料</p>
--	---

## 新潟県条例第23号

新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設備)</p> <p><b>第25条</b> 基準省令第188条第1項各号(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、<u>基準省令第205条第1項から第4項まで</u>)に掲げる設備は、利用者へのサービスの向上及び介護予防短期入所療養介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p>	<p>(設備)</p> <p><b>第25条</b> 基準省令第188条第1項各号(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、<u>基準省令第205条第1項各号</u>)に掲げる設備は、利用者へのサービスの向上及び介護予防短期入所療養介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p>

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県条例第24号

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（通所リハビリテーション計画の変更）</p> <p><b>第27条</b>（略）</p> <p>2 基準省令第115条（<u>第6項を除く。</u>）の規定は、前項に規定する通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p style="text-align: center;">（記録の整備）</p> <p><b>第34条</b> 指定短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定短期入所生活介護、共生型短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の提供に関する基準省令第139条の3第2項各号（ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の13において読み替えて準用する基準省令第139条の3第2項各号、共生型短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の15において読み替えて準用する基準省令第139条の3第2項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（設備）</p> <p><b>第36条</b> 基準省令第143条第1項各号（ユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、基準省令第155条の4第1項から第4項まで）に規定する設備は、利用者へのサービスの向上及び短期入所療養介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（通所リハビリテーション計画の変更）</p> <p><b>第27条</b>（略）</p> <p>2 基準省令第115条（<u>第5項を除く。</u>）の規定は、前項に規定する通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p style="text-align: center;">（記録の整備）</p> <p><b>第34条</b> 指定短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定短期入所生活介護、共生型短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の提供に関する基準省令第139条の2第2項各号（ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の13において読み替えて準用する基準省令第139条の2第2項各号、共生型短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の15において読み替えて準用する基準省令第139条の2第2項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（設備）</p> <p><b>第36条</b> 基準省令第143条第1項各号（ユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、基準省令第155条の4第1項各号）に規定する設備は、利用者へのサービスの向上及び短期入所療養介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第27条第2項の改正は、同年6月1日から施行する。

## 新潟県条例第25号

## 新潟県こども条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条―第14条）

## 第2章 基本的施策（第15条―第21条）

## 附則

こどもは、一人一人がかけがえのないとても大切な存在である。

たくさんの周りの人々の優しさが結ばれて、こどもの個性が大切にされ、こどもが自分らしく心身ともに健やかに成長することは、全ての県民の願いである。

近年、いじめや虐待、貧困の問題など、こどもを取り巻く状況は深刻であり、また、保護者の子育ての負担感や孤立感によるこどもを育てることに対する不安等も増大している。

こうした問題は、先送りできない、喫緊の課題であり、こどもに関する取組や政策を強力に進めていくことが急務となっている。

ここに私たちは、県はもとより、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、こどもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民が相互に連携及び協力をし、誰もが安心してこどもを生み、子育てに喜びを感じ、未来を担うこどもが希望や夢に向かい取り組み、こどもの笑顔があふれる社会を実現するため、社会全体でこどもを支える取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

**第1条** この条例は、こども施策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、こどもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民の役割を明らかにするとともに、こども施策の基本となる事項を定めることにより、こども施策を総合的かつ計画的に推進し、もってこどもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

## （定義）

**第2条** この条例において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、こども施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとする。

2 この条例において「こども施策」とは、次に掲げる施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (1) こどもの健やかな成長に対する支援
- (2) こどもの健やかな成長を支える者への支援
- (3) こどもの健やかな成長を社会全体で支えるための環境の整備

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）その他これらに類する施設の関係者
- (2) 前号に掲げるもののほか、こどもに対し、授業の終了後又は休日に遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者

## （基本理念）

**第3条** こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにするなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約、児童福祉法及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保すること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること。

(5) 誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じ、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民が相互に連携し、及び協力して社会全体で子どもを支えるための取組を推進すること。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国及び市町村と連携し、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民の協力を得て、子ども施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(市町村との連携協力)

**第5条** 県は、子ども施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども施策に協力するものとする。

(保護者の役割)

**第6条** 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの健やかな成長について第一義的責任を有することを認識し、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにするとともに、自立心を育成し、心身の健やかな成長を図るよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

**第7条** 学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第8条** 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(民間団体の役割)

**第9条** 子どもや子育てに関する支援を行う民間団体は、基本理念にのっとり、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどを通じて、子どもの健やかな成長を支えるよう努めるものとする。

(県民の役割)

**第10条** 県民は、基本理念にのっとり、子ども施策について関心及び理解を深め、子どもの声に耳を傾けるよう努めるものとする。

(子どもの視点に立った情報の提供)

**第11条** 県は、子どもの意見の表明や社会への参加の促進を図るため、子ども施策について、子どもが理解を深められるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

(計画の策定)

**第12条** 県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども施策についての計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。

2 県は、計画を定め、又は変更するに当たっては、子どもを含めた県民の意見を広く聴くとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 県は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

5 計画は、子ども基本法第10条第1項の都道府県子ども計画と一体のものとして作成するものとする。

(社会全体で子どもを支える取組の推進に向けた体制整備)

**第13条** 県は、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民との連携の強化に努め、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する子ども施策が適切に行われるよう、社会全体で子どもを支える取組の推進に必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第14条** 県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(子どもの権利の尊重・擁護)

**第15条** 県は、子どもの権利を尊重し、擁護するため、この条例及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて県民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

2 県は、いじめ、虐待等の子どもの人権侵害に対応し、その他子どもの不安や悩みを解消できるよう、家庭、学校、地域及び関係機関等との連携を強化し、相談に対応する機関等の適切な周知及び普及啓発並びに侵害された子どもの権利の救済等に向け、子ども等からの相談に対応する支援体制の充実に努めるものとする。

(こども等の意見の反映)

**第16条** 県は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の目的等に応じて、施策の対象となるこども又は保護者その他の関係者の幅広い意見を反映させるため、こども等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による意見の聴取に当たっては、社会的養護下にあるこどもをはじめとした、様々な状況下にあるこども又は保護者その他の関係者の多様な意見を聴取し、その聴取した意見に適切に応答するために必要な措置を講ずるものとする。

(社会全体でこどもを支える取組の推進)

**第17条** 県は、事業者等と連携及び協力をし、子育て世帯への経済的負担の軽減をはじめとした、社会全体でこどもを支える取組を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、関係機関等と連携及び協力をし、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、こどもに対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、経済的支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、こどもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民と相互に連携及び協力をし、医療、保健、福祉、教育、療育等に関するこども施策が適切に行われるよう、家庭、職場、保育、教育及び地域の社会全体でこどもを支える取組を後押しするための気運の醸成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(家庭でこどもを支える環境づくり)

**第18条** 県は、誰もが安心してこどもを生み、子育てに喜びを感じ、こどもの健やかな成長が図られるよう、国、市町村及び関係団体と連携し、次条の規定による施策を推進するとともに、性別にかかわらず、家事及び育児への参画の促進が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(職場で子育てを支える環境づくり)

**第19条** 県は、誰もが安心してこどもを生み、充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国、市町村及び関係団体と連携し、事業者が行う仕事と子育ての両立に資する雇用環境の整備等について必要な施策を講ずるものとする。

(保育・教育でこどもを支える環境づくり)

**第20条** 県は、小学校就学前のこどもの保育及び教育に対する多様な需要に対応し、こどもが健やかに育成される環境の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、こどもの個性に合わせ、質の高い豊かな教育環境の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地域でこどもを支える環境づくり)

**第21条** 県は、県民等が相互に交流し、及び連携して、こどもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなど、こどもの健やかな成長を図るための活動を自主的かつ自立的に実施することができるよう、情報の提供、人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、こどもが心身ともに健やかに成長し、誰もが安心してこどもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てに関する支援を切れ目なく行うとともに、市町村の行う母子保健サービスへの支援その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第26号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(新潟県婦人保護施設条例の一部改正)

第1条 新潟県婦人保護施設条例(昭和39年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県女性自立支援施設条例</u></p>	<p><u>新潟県婦人保護施設条例</u></p>
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項の規定により、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的として、新潟県あかしや寮(以下「あかしや寮」という。)を新潟市江南区亀田向陽4丁目に置く。</u></p>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条の規定により、要保護女子を収容保護するため、新潟県あかしや寮(以下「あかしや寮」という。)を新潟市江南区亀田向陽4丁目に置く。</u></p>
<p>(業務)</p> <p><b>第2条</b> <u>あかしや寮は、前条に規定する自立支援のほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第5条に規定する被害者の保護を行う。</u></p>	<p>(業務)</p> <p><b>第2条</b> <u>あかしや寮は、前条に規定する収容保護のほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第5条に規定する被害者の保護を行う。</u></p>

(新潟県女性福祉相談所条例の一部改正)

第2条 新潟県女性福祉相談所条例(平成14年新潟県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県女性相談支援センター条例</u></p>	<p><u>新潟県女性福祉相談所条例</u></p>
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項の規定により、新潟県女性相談支援センター(以下「センター」という。)を新潟市江南区亀田向陽4丁目に設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項の規定により、新潟県女性福祉相談所(以下「相談所」という。)を新潟市江南区亀田向陽4丁目に設置する。</u></p>
<p>(業務)</p> <p><b>第2条</b> <u>センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第3項に規定する女性相談支援センターの業務のほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。</u></p>	<p>(業務)</p> <p><b>第2条</b> <u>相談所は、売春防止法第34条第3項に規定する婦人相談所の業務のほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。</u></p>
<p>(委任)</p> <p><b>第3条</b> <u>この条例に定めるもののほか、センターの</u></p>	<p>(委任)</p> <p><b>第3条</b> <u>この条例に定めるもののほか、相談所の管</u></p>



管理に関し必要な事項は、知事が定める。

理に関し必要な事項は、知事が定める。

(新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第 3 条** 新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p>	<p><u>新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p><b>第 1 条</b> この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、<u>女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項の女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</u></p>	<p><b>第 1 条</b> この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、<u>婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</u></p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p><b>第 2 条</b> この条例において使用する用語は、法及び<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。）</u>において使用する用語の例による。</p>	<p><b>第 2 条</b> この条例において使用する用語は、法及び<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号。以下「基準省令」という。）</u>において使用する用語の例による。</p>
<p>(<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準</u>)</p>	<p>(<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準</u>)</p>
<p><b>第 3 条</b> 最低基準は、次条から<u>第 9 条</u>までに定めるものを除くほか、<u>基準省令（基準省令の制定又は改正に係る経過措置に関する規定を含む。）</u>に定めるところによるものとする。</p>	<p><b>第 3 条</b> 最低基準は、次条から<u>第 11 条</u>までに定めるものを除くほか、<u>基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）</u>に定めるところによるものとする。</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p><b>第 4 条</b> <u>女性自立支援施設</u>は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 <u>女性自立支援施設</u>においては、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをし</p>	<p><b>第 4 条</b> <u>婦人保護施設</u>は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 <u>婦人保護施設</u>においては、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしては</p>

てはならない。

(最低基準と女性自立支援施設)

**第5条** 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている女性自立支援施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(非常災害対策)

**第6条** 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該女性自立支援施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

(女性自立支援施設の職員の知識及び技能の向上等)

**第7条** 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(食事の安全性に関する情報)

**第8条** 女性自立支援施設は、食品の原材料の産地その他の食事の安全性に関する情報の収集及び提供を行うよう努めなければならない。

ならない。

(最低基準と婦人保護施設)

**第5条** 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている婦人保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(非常災害対策)

**第6条** 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該婦人保護施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

(婦人保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

**第7条** 婦人保護施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(給食の安全性に関する情報)

**第8条** 婦人保護施設は、食品の原材料の産地その他の給食の安全性に関する情報の収集及び提供を行うよう努めなければならない。

(秘密保持等)

**第9条** 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(関係機関との連携)

**第10条** 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、

<p>(暴力団等の排除)</p> <p><b>第9条</b> <u>女性自立支援施設</u>は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。</p> <p><b>第10条</b> （略）</p>	<p><u>都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</u></p> <p>(暴力団等の排除)</p> <p><b>第11条</b> <u>婦人保護施設</u>は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。</p> <p><b>第12条</b> （略）</p>
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県条例第27号

新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例

新潟県安心こども基金条例（平成21年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 (略)	1 (略)
2 この条例は、 <u>令和7年6月30日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和6年6月30日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第28号

新潟県起業化支援・交流拠点施設条例を廃止する条例

新潟県起業化支援・交流拠点施設条例（平成15年新潟県条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

---

## 新潟県条例第29号

## 新潟県文化振興条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条－第8条）

## 第2章 文化の振興等に関する基本的施策（第9条－第27条）

## 第1節 文化の振興（第9条－第12条）

## 第2節 文化に親しむ環境づくり（第13条－第16条）

## 第3節 文化を育む人づくり（第17条－第21条）

## 第4節 文化を活用した地域づくり（第22条－第24条）

## 第5節 新潟県の特徴ある文化の継承及び発展等（第25条－第27条）

## 附則

新潟県は南北に広く、日本海に面し、長く変化に富んだ海岸美を有している。県境は壮大な山々に囲まれ、新潟平野を潤す信濃川や阿賀野川とともに、数多くの河川が日本海に注いでいる。さらに、佐渡島や粟島を有し、自然公園や温泉地も多く、風光明媚で豊かな自然と物産に恵まれている。

日本海から越後山脈にぶつかる季節風は雪を降らせ、積雪の多い山間部では1年の約半分もの間、雪との暮らしがある。

降り積もった雪は、雪国ならではの織物文化などをもたらし、雪解け水に育まれた大地は、米や日本酒などの豊かな食文化をもたらした。私たちは、雪を受け入れ、恩恵を受けながら独特の雪国文化を形成してきた。県内各地では、こうした気候や自然環境を生かした伝統工芸や地場産業が発達している。

また、本県には江戸時代以降、北前船によって海路から上方文化、陸路から江戸文化がもたらされ、本県で東西の文化が交わった。

明治元年には新潟港が日本海側で唯一外国と貿易を行う港として開港し、新しい文化を受け入れ、交流しながら発展してきた。

県内各地では、信濃川流域で発見された日本を代表する縄文土器である火焰型土器や、糸魚川周辺で産出され、縄文時代から古墳時代に宝飾品等として北海道から沖縄県まで広く流通した翡翠など、古来からの文化が伝えられてきたほか、佐渡島では、金銀山の繁栄とともに、全国各地から集まった人と物からもたらされた多様な文化を受け入れ、融合させて、能を始めとした独特の文化を根付かせてきた。

文化はいつの時代においても、人々の心に潤いや安らぎ、精神的な満足感をもたらし、心豊かに生活を送る上で重要な役割を果たしている。また、文化は人間の可能性を広げるとともに、世代や地域を超えた交流や活動の源泉として、活力のある地域社会を創る上で大きな役割を果たしていることから、このような本県の誇るべき文化を未来に継承し、さらに発展させていく必要がある。

ここに私たちは、県民一人一人が表現の自由の重要性を認識し、自主性と創造性を発揮し、地域に誇りと愛着を持ち、文化活動への参加や新たな文化の創造を通じて、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

**第1条** この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

- 第 2 条** 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、県民一人一人が文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるとの認識の下に、その自主性と創造性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域において多様な文化の共存が図られるように配慮されなければならない。
- 3 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、等しく文化を鑑賞し、及び創造し、並びに文化活動に参加することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、県民が、文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことができるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、本県の自然、歴史及び風土に培われてきた多様で特色ある文化が、県民共通の財産であるという認識の下に、その保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、本県の文化が広く国内外へ発信されるとともに、文化を通じた地域間の交流が図られなければならない。
- 7 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（以下「こどもたち」という。）に対する文化に関する教育の重要性が考慮されるとともに、教育機関、文化活動を行う団体（以下「文化団体」という。）、家庭及び地域における活動の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、県民の意見が広く反映されるよう配慮されなければならない。
- 9 文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

**第 3 条** 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の規定による文化の振興等に関する施策の策定及び実施に当たっては、長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるように配慮しなければならない。

（県民の役割）

**第 4 条** 県民は、文化に対する関心及び理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（市町村等との連携）

**第 5 条** 県は、市町村が地域における文化の振興等に果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町村と連携を図るものとする。

- 2 県は、文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、国、文化団体、大学その他の教育研究機関、事業者その他の関係者と連携を図るものとする。

（基本計画）

**第 6 条** 知事は、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）第7条の2第1項に規定する文化芸術の推進に関する計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、新潟県文化審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(新潟県文化審議会)

**第7条** 法第37条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、新潟県文化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、基本計画その他の文化の振興等に関する重要事項を調査審議するほか、文化の振興等に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

**第8条** 県は、文化の振興等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 文化の振興等に関する基本的施策

### 第1節 文化の振興

(芸術の振興)

**第9条** 県は、文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(メディア芸術の振興)

**第10条** 県は、映画、漫画、アニメーション及びゲームその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(芸能の振興)

**第11条** 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援、これらの芸能に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興及び国民娯楽の普及)

**第12条** 県は、生活文化（茶道、華道、書道、盆栽、衣食住に係る生活様式その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第2節 文化に親しむ環境づくり

(文化に対する関心及び理解)

**第13条** 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深めるように、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

**第14条** 県は、広く県民が自主的に文化を鑑賞し、及び創造し、並びに文化活動に参加する機会の充実を図るため、文化の公演、展示等の実施、支援、記録の保管並びに情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の機能の充実等)

**第15条** 県は、文化会館、博物館、美術館、図書館その他の自らが設置する文化施設を文化活動の拠点とし、文化の鑑賞、創造、学び及び交流の場としての機能の充実を図るとともに、それぞれの文化施設の特色を生かした文化に関する教育及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(事業者による文化活動等の促進)

**第16条** 県は、事業者が事業又は社会貢献活動の一環として行う文化活動への参画又は支援の促進に努めるものとする。



**第3節 文化を育む人づくり**

(こどもたちの文化活動の促進)

**第17条** 県は、将来を担うこどもたちの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、こどもたちが多様な文化に触れる機会の提供、こどもたちが行う文化活動への支援、文化団体によるこどもたちに対する文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

**第18条** 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習等の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

**第19条** 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者による文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化の担い手の育成及び確保)

**第20条** 県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承活動を行う者、文化財の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化活動の企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者、文化に関する研究を行う者、文化活動の指導を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保を図るため、研修、発表機会の確保その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項に規定する文化の担い手が行う文化活動を支援するため、文化に関するボランティア活動の促進を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

**第21条** 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興等に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

**第4節 文化を活用した地域づくり**

(文化を通じた地域の活性化)

**第22条** 県は、文化が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化を通じたまちづくり等の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化を通じた産業の活性化)

**第23条** 県は、文化が観光その他の産業の活性化に資するよう、文化の振興等に関する施策と観光その他の関連分野における施策の連携が図られるよう努めるものとする。

(文化を通じた交流の推進及び情報発信)

**第24条** 県は、文化を通じた地域間の交流を推進するとともに、本県の文化に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するよう努めるものとする。

**第5節 新潟県の特色ある文化の継承及び発展等**

(文化財等の保存及び活用)

**第25条** 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、世界的な価値を有する本県の文化遺産を次の世代に確実に継承するため、その顕著な価値を守り、これらに関する情報を国内外に向けて発信するよう努めるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

**第26条** 県は、伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能であって、地域に伝わるものをいう。）、民俗芸能（神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）、伝統工芸（地域の伝統的な技術又は技法を用いる本県固有の工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(特色ある文化の継承及び発展)

**第27条** 県は、本県の歴史と風土の中で、人々の生活とともに形成されてきた食文化、雪国文化、温泉文化、祭り、年中行事、風俗慣習、民話、和太鼓その他の本県の特色ある文化の継承及び発展を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

新潟県条例第30号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(新潟県漁港管理条例の一部改正)

第 1 条 新潟県漁港管理条例 (昭和33年新潟県条例第25号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。) の規定に基づき、県が管理する漁港 (以下「漁港」という。) の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p><b>第14条の 2</b> 漁港の区域内の水域 (県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。) 及び公共空地について法第39条第 1 項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は<u>法第43条第 4 項に規定する認定計画実施者 (法第44条第 1 項に規定する認定計画において法第42条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項 (水面又は土地の占有に係るものに限る。)) 又は法第50条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。</u> (以下「採取者等」という。) からは、別表第 2 に掲げる土砂採取料又は占用料 (以下「土砂採取料等」という。) を徴収する。ただし、<u>法第39条第 4 項</u> に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。) の規定に基づき、県が管理する漁港 (以下「漁港」という。) の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p><b>第14条の 2</b> 漁港の区域内の水域 (県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。) 及び公共空地について法第39条第 1 項の規定による採取又は占用の許可を受けた者 (以下「採取者等」という。) からは、別表第 2 に掲げる土砂採取料又は占用料 (以下「土砂採取料等」という。) を徴収する。ただし、<u>同条第 4 項</u> に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>

(新潟県風致地区条例の一部改正)

第 2 条 新潟県風致地区条例 (昭和45年新潟県条例第25号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第 1</b> (第 2 条、第 3 条関係)</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号) 第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(23)～(34) (略)</p>	<p><b>別表第 1</b> (第 2 条、第 3 条関係)</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号) 第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(23)～(34) (略)</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第31号

新潟県特別会計条例の一部を改正する条例

新潟県特別会計条例（昭和41年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(5) (略)  <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(5) (略) <u>(6)</u> <u>新潟県用地先行取得事業特別会計</u> <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新潟県用地先行取得事業特別会計の令和5年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

新潟県条例第32号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「移動後号等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の項の表示並びに追加号等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 法第53条の2第1項第3号又は第4号（<u>法第57条の5第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(28)～(55) (略)</p> <p><u>(55)の2 政令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p><u>(55)の3</u> (略)</p> <p>(56)・(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>別表（第28条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="text-align: center;">手 数 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（<u>法第57条の5第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13～39の3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>39の4 政令第137条の12第6項の規定により大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者又は同条第7項の規定によ</u></td> <td><u>1件につき 27,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～11 (略)	(略)	12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の5第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者	(略)	13～39の3 (略)	(略)	<u>39の4 政令第137条の12第6項の規定により大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者又は同条第7項の規定によ</u>	<u>1件につき 27,000円</u>	<p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 法第53条の2第1項第3号又は第4号（<u>法第57条の2第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(28)～(55) (略)</p> <p><u>(55)の2</u> (略)</p> <p>(56)・(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>別表（第28条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="text-align: center;">手 数 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（<u>法第57条の2第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13～39の3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～11 (略)	(略)	12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の2第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者	(略)	13～39の3 (略)	(略)
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額																		
1～11 (略)	(略)																		
12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の5第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者	(略)																		
13～39の3 (略)	(略)																		
<u>39の4 政令第137条の12第6項の規定により大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者又は同条第7項の規定によ</u>	<u>1件につき 27,000円</u>																		
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額																		
1～11 (略)	(略)																		
12 法第53条の2第1項第3号又は第4号（ <u>法第57条の2第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の許可の申請をしようとする者	(略)																		
13～39の3 (略)	(略)																		

<u>り大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者</u>			
<u>39の5</u> (略)	(略)	<u>39の4</u> (略)	(略)
40 (略)	(略)	40 (略)	(略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第30条第1項第27号及び別表12の項の改正は、公布の日から施行する。

---

新潟県条例第33号

新潟県給付型奨学金基金条例を廃止する条例

新潟県給付型奨学金基金条例（平成29年新潟県条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。

---

新潟県条例第34号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（警備業法関係手数料）</p> <p><b>第10条</b> 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法第7条第1項の認定の有効期間の更新を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表101の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）</p> <p><b>第11条</b> 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）<u>第4条の規定による認定を受けようとする者は、1件につき標準政令本則の表106の項の下欄に掲げる金額</u>の手数料を納めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（警備業法関係手数料）</p> <p><b>第10条</b> 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法第5条第5項の認定証の再交付を受けようとする者 1件につき2,000円</u></p> <p><u>(3) 法第7条第1項の認定証の有効期間の更新を受けようとする者 1件につき2万3,000円</u></p> <p><u>(4) 法第11条第3項の認定証の書換えを受けようとする者 1件につき2,200円</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）</p> <p><b>第11条</b> 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p><u>(1) 法第4条の規定による認定を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表106の項の1の下欄に掲げる金額</u></p> <p><u>(2) 法第5条第5項の規定による認定証の再交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表106の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p><u>(3) 法第8条第3項の規定による認定証の書換え</u></p>



	<p><u>を受けようとする者</u> <u>1 件につき 2,100 円</u></p> <p><u>(探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料)</u></p> <p><b>第 11 条の 2</b> <u>探偵業の業務の適正化に関する法律</u>  <u>(平成 18 年法律第 60 号。以下この条において「法</u>  <u>という。)</u>の規定に基づく事務について、次の各号  <u>に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納</u>  <u>めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第 4 条第 3 項の規定により同条第 1 項の規</u>  <u>定による届出があったことを証する書面の交付</u>  <u>を受けようとする者</u> <u>1 件につき 3,600 円</u></p> <p><u>(2) 法第 4 条第 3 項の規定により同条第 2 項の規</u>  <u>定による届出があったことを証する書面の交付</u>  <u>を受けようとする者</u> <u>1 件につき標準政令本則</u>  <u>の表 109 の項の 2 の下欄に掲げる金額</u></p> <p><u>(3) 法第 4 条第 3 項の規定により届出があったこ</u>  <u>とを証する書面の再交付を受けようとする者</u>  <u>1 件につき標準政令本則の表 109 の項の 3 の下欄</u>  <u>に掲げる金額</u></p>
--	---

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。